平成２２年（フ）第４８４号
石川県石川郡野々市町清金１丁目70番地、従前の住所石川県石川郡野々市町下林４丁目615番地
債務者　野村　美加（旧姓山瀬・宮本）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
山梨県上野原市コモアしおつ２丁目23番５号
債務者　稲葉　悦夫
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６０号
山梨県上野原市コモアしおつ２丁目23番５号
債務者　稲葉　知佐
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
山梨県富士吉田市上吉田2447番地の52
債務者　桑原　吉秀
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
山梨県南都留郡富士河口湖町勝山4575番地８
債務者　田島　一恵
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
山梨県都留市井倉51番地　市営九鬼団地４―501
債務者　小林　真帆
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第５１１号
岐阜市下川手138番地シャンピア小森203号室
債務者　宮﨑　忠一
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３２号
名古屋市北区長喜町３丁目19番地　名北ビル302号室
債務者　田中カツ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５０号
名古屋市緑区鴻仏目１丁目520番地　コーポラス寿102号
債務者　竹下　千里
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８９号
兵庫県姫路市御国野町深志野1247番地16
債務者　三浦　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７３３号
広島県廿日市市佐方３丁目５番23号
債務者　細田　紘市
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３４号
広島県廿日市市佐方３丁目５番23号
債務者　細田　恭子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５４号
広島県東広島市高屋町白市637番地６
債務者　平林　　誠
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０８号
広島県東広島市西条町田口383番地28
債務者　山本　宣宏
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２０９号
広島県東広島市西条町田口383番地28
債務者　山本　　明
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３１４号
広島市西区観音本町１丁目17番18―302号
債務者　酒井　千奈（旧名智歳）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３３６号
広島市東区牛田旭１丁目２番８―605号
債務者　先森　弘訓
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８１号
山口県下関市川中豊町１丁目９番10号　あおばハイツ202号、前住所山口県下関市長府松小田西町10番21号
債務者　野田　真弓
1　決定年月日時　平成22年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係